

令和5(2023)年度栃木県保険薬局エネルギー価格等高騰対策支援事業に係る Q & A

R5.6.28現在

質 問	回 答
<p>【Q 1】 なぜ、保険薬局の支援を行うのですか？</p>	<p>【A 1】 保険薬局の収入源である調剤報酬は、厚生労働省が中央社会保険医療協議会に諮問し定めており、薬局がエネルギー価格等の高騰分を任意に価格転嫁することはできません。そのため、薬局開設者の負担を軽減するため、緊急かつ一時的に電気料金等の高騰分に対して支援を行うこととしました。</p>
<p>【Q 2】 (一社) 栃木県薬剤師会の会員薬局ではありませんが、支援金の申請は行えますか？</p>	<p>【A 2】 会員・非会員問わず、保険薬局等であれば申請を行うことができます。 ●<u>保険薬局（光熱費に対する支援金を申請できる薬局）</u> 令和5年4月1日現在で関東信越厚生局において保険薬局の指定を受けている栃木県内の薬局で、今後も継続して保険調剤を行う見込みである薬局。 ●<u>在宅患者調剤加算届出薬局（在宅に用いる車両の燃料費に対する支援金を申請できる薬局）</u> 令和5年4月1日時点で関東信越厚生局において在宅患者調剤加算届出薬局の施設基準に係る届出をしている薬局で、今後も継続して在宅患者調剤を行う見込みである薬局。</p>
<p>【Q 3】 複数の薬局を開設しています。複数の薬局を、どのように申請すればよろしいですか？</p>	<p>【A 3】 ひとつの申請書に、開設している複数の薬局をまとめて申請してください。</p>
<p>【Q 4】 すでに市町から物価高騰対策支援金の交付を受けています。この栃木県保険薬局エネルギー価格等高騰対策支援金の申請を行うことはできますか？</p>	<p>【A 4】 対象経費や対象期間が同一である場合、他の支援金や補助金と重複して申請を行うことはできません。詳細については、すでに交付を受けた支援金の名称や交付を受けた市町の名称等を確認の上、電話でお問い合わせください。</p>
<p>【Q 5】 申請後、支援金はいつ頃交付されますか？</p>	<p>【A 5】 令和5年8～9月頃の予定です。</p>
<p>【Q 6】 この支援金における証拠書類として5年間保管すべき書類とは具体的には何ですか？</p>	<p>【A 6】 本事業は令和5年4～9月分の保険薬局の電気料金等、光熱費の高騰分の一部、及び在宅患者調剤加算届出薬局の車両燃料費の高騰分の一部を支援する事業です。本支援金の交付を受けた場合には、本事業における収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管してください。 ●<u>保険薬局（光熱費に対する支援金の交付を受けた薬局）</u> 令和5年4～9月分における電気料金等、光熱費の領収書等 ●<u>在宅患者調剤加算届出薬局（在宅に用いる車両の燃料費に対する支援金の交付を受けた薬局）</u> 令和5年4～9月分におけるガソリン料金等、車両燃料費の領収書等、申請車両の自動車検査証の写し</p>